

第17 防疫作業における留意点

1 発生農場からのウイルス散逸防止

発生農場からのウイルス散逸を防止するため、防疫措置従事者は、防疫服等の適切な着脱と効果的かつ効率的な消毒等によりウイルスの封じ込めに留意する。

(1) 衣服の着脱等について

ア ウイルスが付着した衣類等による交差汚染を防止するため、「第6 発生農場等における防疫措置」を行う際には適切に防疫措置用衣類（長靴・手袋等）を着脱する（「防疫服、防疫用具等の着衣・脱衣等手順」p122～126）。

(2) 消毒等について

ア 消毒の方法

(ア) 発生農場における消毒

a 対象

農場出入口は1か所とし、防疫作業、連絡等のため発生農場に出入りする車両や人等に対して実施する。

b 方法

- (a) 車両は4%炭酸ソーダ（炭酸ナトリウム）液又は塩素系消毒薬を、車両全体、特にタイヤ部分を入念に噴霧する。
- (b) 器具等はあらかじめ消毒済のものを使用し、使用後に4%炭酸ソーダ液又は塩素系消毒薬を噴霧（又は浸漬）する。
- (c) 手指についてはディスポーザブル手袋を使用する。
- (e) 退出時は消毒専任従事者を配置する。

(イ) 埋却場所及び周辺敷地の消毒

a 方法

散水車等による4%炭酸ソーダ液又は塩素系消毒薬の散水及び消石灰の散布を行う。

(ウ) 畜舎、倉庫、事務所及び堆肥舎等の消毒

a 方法

- (a) 畜舎等の施設には動力噴霧器により4%炭酸ソーダ液又は塩素系消毒薬を噴霧する。
- (b) 農機具等は4%炭酸ソーダ液又は塩素系消毒薬を噴霧又は浸漬する。
- (c) 堆肥及びサイレージは消石灰を散布後、埋却処理する。
- (d) 尿溜及び排水溝は4%炭酸ソーダ液を投入する。

イ その他

(ア) 殺そ剤等の散布

- a ネズミはクマリン等の殺そ剤により駆除する。
- b 衛生害虫は有機リン製剤等の散布により駆除する。
- c 野生動物の侵入防止対策を実施する。

ウ 口蹄疫ウイルスに効果のある消毒薬

口蹄疫ウイルスに対する消毒液の効果

※設定(感作条件): 室温30分浸漬

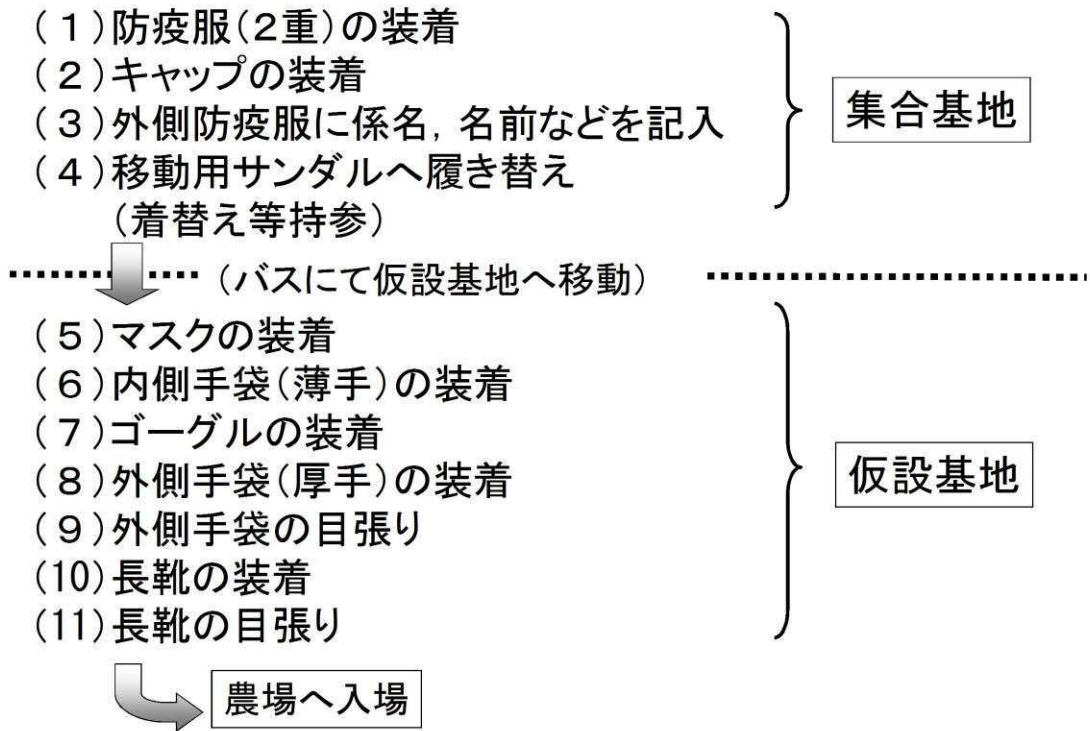
分類	消毒薬名	効果の認められた 最高希釈倍率
ヨウ素系消毒薬	ファインホール	400倍
	動物用イソジン液	2倍
	クリンナップA	400倍
	ポリアップ3	400倍
	リンドレス	1,000倍
	バイオシッド30	1,000倍
塩素系消毒薬	スミクロール	1,000倍
	クレンテ	2,000倍
	アンテックビルコンS	2,000倍
ホルムアルデヒド系消毒薬	グルタクリーン	800倍
複合消毒薬	アリバンド	400倍
逆性石けん＋ 水酸化ナトリウム	クリアキル＋ 0.2%水酸化ナトリウム	2,000倍

(出典: 白井 淳次等)

※ その他消毒効果がある薬品

- ・ 4%炭酸ソーダ液
- ・ 2%水酸化ナトリウム液
- ・ 4%次亜塩素酸ナトリウム液
- ・ 0.2%クエン酸液
- ・ 消石灰

防疫服・防疫用具の着衣等手順





防疫服・防疫用具の脱衣等手順

- (1) 踏込消毒後, 動力噴霧器等による全身消毒
 - (2) 手袋・長靴の目張りの廃棄
 - (3) 長靴を脱ぎ, 仮設基地内へ入場
- 仮設
テント外

- (4) 外側手袋・ゴーグルの廃棄
 - (5) 外側防疫服の廃棄
 - (6) マスク・キャップの廃棄
 - (7) 内側手袋の廃棄
 - (8) 洗顔・手洗・うがいの実施
- 仮設テント

↓ (仮設基地用サンダルを履き, 併設の仮設基地へ移動)

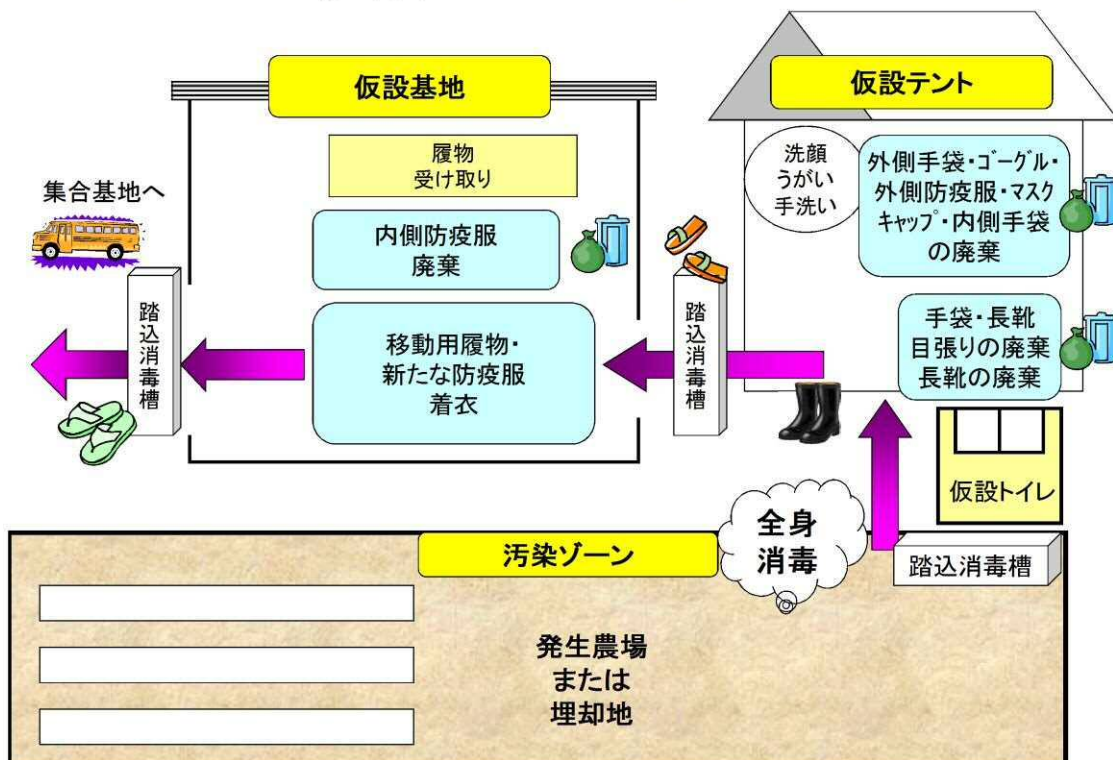
- (9) 内側防疫服の廃棄
 - (10) 新たな防疫服・移動用衣服※の着衣
- 仮設基地

↓ (移動用サンダルを履き, 踏込消毒後, バスで集合基地へ移動)

- (11) 防疫服を廃棄し, 脱衣後, シャワーを実施
 - (12) 衣服の交換(下着等を含む)※
- 集合基地

※ 移動用や着替え用衣服は各自で用意・持参。

仮設基地(防疫作業終了後)





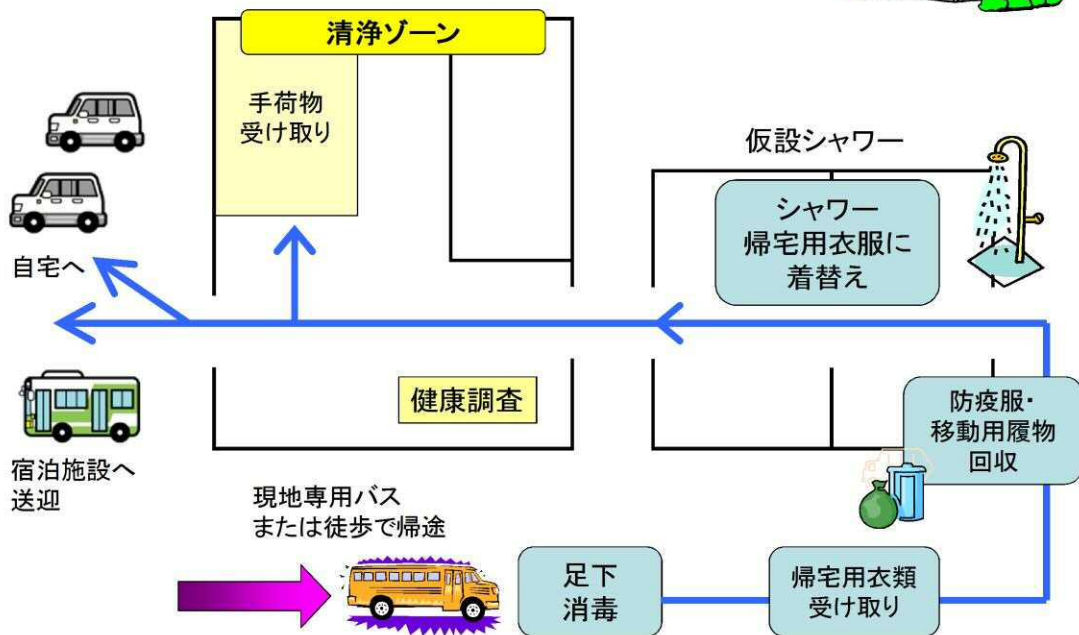


移動用サンダルを履き, 踏込消毒後バスで
集合基地へ移動

集合基地で脱衣し, シャワー後, 衣服の交換※

※ 移動用や着替え用の衣服は各自で用意・持参。

集合基地(防疫作業終了後)



2 防疫作業後の留意事項

防疫作業により防疫措置従事者がウイルスを散逸させることのないよう、次の事項に留意する。

(1) 防疫措置従事者

発生農場における防疫作業は、原則として偶蹄類（牛・豚等）飼養者は従事しない。

(2) 衣類等

ア 防疫措置に係る衣類等の着脱場所・方法については、現地責任者（家畜防疫員等）の指示に従い的確に対応する。（p122～126）

イ 帰宅する際は靴底の消毒を徹底する。

ウ 帰宅後は速やかに入浴及び洗髪するとともに、着用した全ての衣服を速やかに洗濯する。

(3) 携行品等

発生農場には、腕時計、携帯電話、カメラ等の私物は持込禁止とし、発生農場に持ち込んだ物品は、原則として廃棄する。

(4) 家畜との接触禁止

原則として、防疫措置従事者は作業後7日間は発生農場以外の偶蹄類との接触を禁止する。ただし、防疫措置実施時や発生農場からの退場時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、その期間を3日間まで短縮できるものとする。

3 健康管理・対策

防疫作業による健康への悪影響を回避するため、作業中及び作業後に体調が優れない場合は、現地責任者へ申し出る。

(1) 作業中の留意事項

ア 熱中症及び脱水症を起こさないよう、適宜、水分補給（スポーツドリンク等）及び休憩をとる。

イ 気分や体調が悪くなったりケガをした場合は、無理をせず、すぐに現地責任者に申し出る。

ウ 作業中、動物に踏まれる、蹴られる等でケガをした場合は、速やかに医療機関を受診する。

エ 防疫作業に使用する消毒剤は、水に溶けると強アルカリとなり、皮膚や粘膜に障害を起こすことがあるため、肌や眼に触れないよう取り扱うとともに、防疫服等を適切に着用する。

オ 消毒剤が眼に入った場合は、応急処置としてきれいな水で洗い、直ちに眼科を受診する。

- カ 消毒剤が皮膚に付着した場合は、汚染された衣服を脱ぎ、皮膚を流水と石鹸等を用いよく洗い、皮膚刺激がある場合や気分が悪い時は、医療機関を受診する。
 - キ 消毒剤を吸入した場合は、新鮮な空気のある場所へ移動するとともに、呼吸しやすい姿勢で休憩し、なお、気分が悪いときは医療機関を受診する。
 - ク 消毒剤を誤って飲み込んだ場合は、応急措置としてきれいな水で口をすすぎ、医療機関を受診する。
- (2) 作業終了後の留意事項
- ア 熱中症及び脱水症を起こさないよう、水分補給（スポーツドリンク等）する。
 - イ 作業終了時には所定の場所で脱衣し、その後、流水のもとで、石けん等を使用して手洗いや洗顔、うがいを必ず行う。
 - ウ 作業終了後、気分が優れない、眠れない等の症状がある者は、保健所職員等に相談する。
 - エ 集合基地退場後は、速やかに帰宅し、入浴するとともに、着用した衣服も速やかに洗濯する。
 - オ 当日は十分に睡眠を取り身体を休める。

第18 県民の不安解消及び風評被害対策

1 情報提供

県対策本部は、風評被害を最小限に抑えるため、県のホームページに防疫措置状況及びQ&A等の本病に関する情報を掲載するとともに、報道機関等を通じて広く県民に情報を積極的に提供し、本病に対する県民の不安解消に努め、牛肉・豚肉・牛乳等の畜産物の安全性を広報する。

2 相談窓口の設置

県対策本部は、県庁及び各家畜保健衛生所等に相談窓口を設置すると同時に相談電話番号等を県のホームページに掲載し、県民の不安解消に努めるとともに、牛・豚に関する相談に応じる。

- (1) 家畜に関する相談窓口：県畜産課，家畜保健衛生所
- (2) 消費者からの相談窓口：食の安全推進課
- (3) 県民からの健康に関する相談窓口：健康増進課
- (4) 家畜の所有者の経営支援相談窓口：各地域振興局又は各支庁農林水産部農政普及課
- (5) 経営・融資に関する相談窓口：各地域振興局又は各支庁農林水産部農政普及課
- (6) 県税に関する相談窓口：地域振興局又は支庁税務課
- (7) 中小企業者からの金融相談窓口：経営金融課

3 消費者及び牛肉，豚肉，牛乳取引業者等への対応

県対策本部は発生確認後は直ちに、県内関係団体・市町村，各都道府県及び県内外の全国量販店・商業関係・外食産業団体等に対し、鹿児島県産牛肉・豚肉・牛乳について安全・安心である旨について随時広報する。

4 イベント等の開催

家畜の集合を伴わないイベント等については、消毒の徹底により、本病まん延防止が可能であることから、県対策本部は本病発生を理由としてむやみにイベント等が中止されることがないように、周知・指導する。また、本病が発生している地域からイベント等に参加する者が参加を制限されるなどの不当な扱いを受けることのないよう、指導する。

5 メンタルヘルス対策

県対策本部は本病発生の際には、家畜の所有者をはじめ、防疫作業に従事している職員、発生地域の一般の住民等のために相談窓口を設ける。

また、状況に応じて殺処分された家畜の所有者を対象に心身の状態について電話や訪問による聞き取り調査等を実施するなど、心のケアに努める。

6 公共施設等における消毒マット等の設置

県対策本部は発生状況に応じて市町村、教育委員会及び関係団体等を通じ公共施設、学校、小売店舗等多くの人が集まる施設や場所において消毒マットを設置すること等により消毒を徹底するよう依頼する。

公共施設における消毒マット設置例



港における旅客乗降口



空港入口



ゴルフ場入口

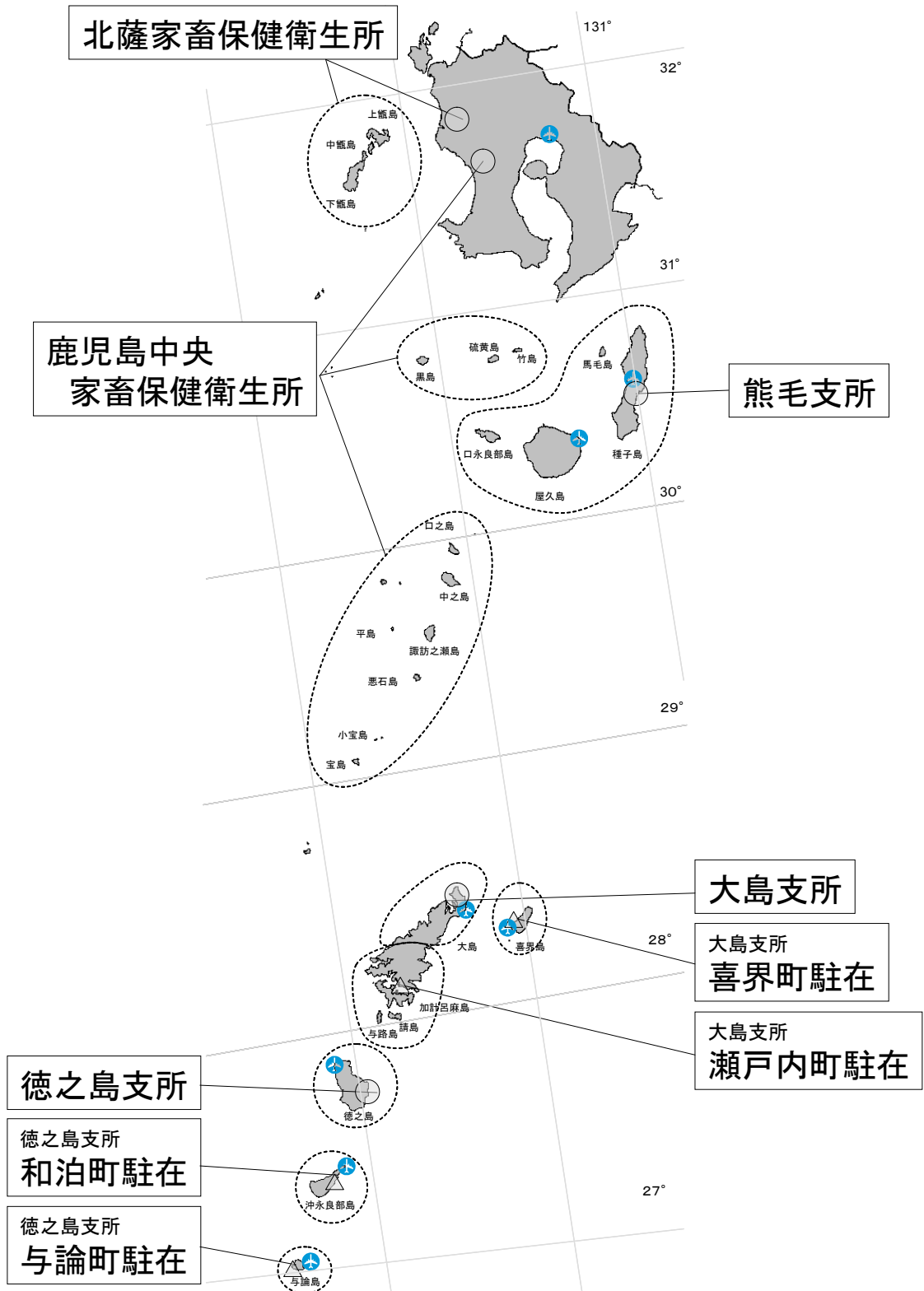


公共施設入口

第19 離島における対応

1 管轄

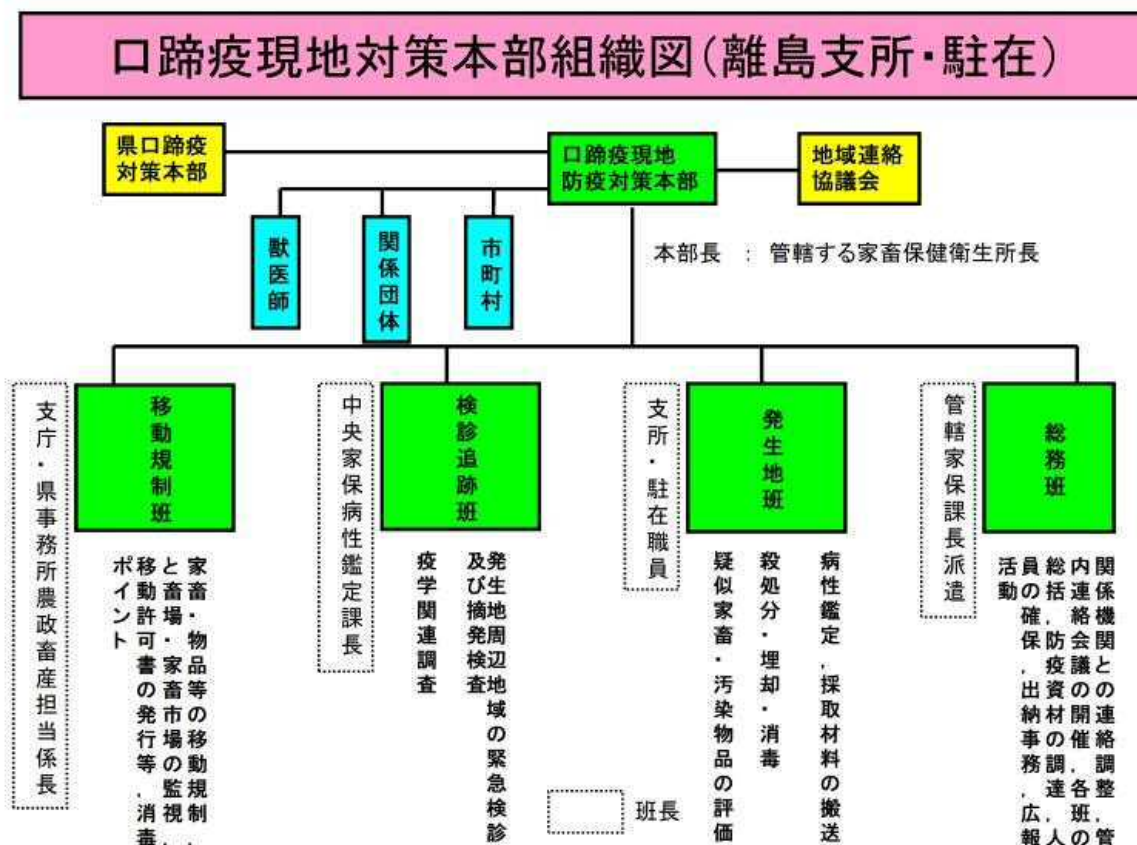
離島の家畜保健衛生所と管轄



2 通報（届出）

家畜保健衛生所名	電話番号	管轄市町村
鹿児島中央家畜保健衛生所	(099)274-7555	三島村・十島村
北薩家畜保健衛生所	(0996)22-2184	薩摩川内市（里町, 上甕町, 鹿島町, 下甕町）
中央家保 熊毛支所	(0997)27-0036	西之表市, 中種子町, 南種子町, 屋久島町
中央家保 大島支所	(0997)63-0045	奄美市（住用町を除く, 大和村, 龍郷町）
喜界町駐在	(0997)65-0046	喜界町
瀬戸内町駐在	(0997)72-0246	奄美市（住用町）, 瀬戸内町, 宇検村
中央家保 徳之島支所	(0997)83-0074	徳之島町, 天城町, 伊仙町
和泊町駐在	(0997)92-0043	和泊町, 知名町
与論町駐在	(0997)97-2033	与論町

3 組織体制（現地対策本部）



(1) 現地対策本部の運営

離島における鹿児島中央家畜保健衛生所各支所・各駐在においては、現地対策本部を設置する上で、防疫措置に要する人員が不十分であることから職員のパ遣等によって補充するものとする。現地対策本部長については、管轄家畜保健衛生所長とする。

現地対策本部の構成は総務班、発生地班、検診追跡班、移動規制班の4班とし、構成員は原則として次の職員等をもってあてることができ、状況に応じて本部長が変更できるものとする。

なお、三島村・十島村については、鹿児島中央家畜保健衛生所が、薩摩川内市の甕島地区については、北薩家畜保健衛生所が現地対策本部を設置するものとする。

ア 各班構成メンバー

班名	班長	防疫員	県職員	市町村	農協	共済等
総務	管轄家保派遣	○	○			
発生地	支所・駐在職員	○	○	○	○	○
検診追跡	病性鑑定課長	○		○	○	○
移動規制	支庁・県事務所 農政畜産担当係長		○	○	○	○

4 動員体制

防疫措置従事者については、防疫措置従事者リストにより確保するものとする。

原則として防疫措置従事者については、各島内に居住する県職員、市町村職員、農協職員、農業共済職員、業者等から動員するが、家畜防疫員等の獣医師については確保が困難なことから、県対策本部で獣医師協力者リストより確保し派遣する。

(1) 現地対策本部の人員の派遣

現地対策本部の本部長、総務班長、検診追跡班長については管轄家畜保健衛生所等から派遣する。

本病が否定できない場合で、かつ発症家畜が複数である場合、又は発症後数日で群内に広がりがある場合等、本病が強く疑われる事例については、病性が決定するのを待たずに早急に派遣するものとする。

(2) 家畜防疫員（獣医師）の派遣

島内の保健福祉部の獣医師や市町村・農業共済組合獣医師の協力を依頼するとともに、発生規模に応じて県対策本部が不足する人員を派遣するものとする。

ア 発生状況確認検査及び農場の防疫作業に係る家畜防疫員の派遣

緊急を要することから、各家畜保健衛生所職員から18名（3名×6家保）を病性決定後、直ちに派遣するものとする。ただし、発生規模や移動制限区域の農場数等に応じて人員は増減するものとする。

上記（1）の記載どおり、本病が否定できない場合等については、病性の決定を待たずに派遣する。

農場での防疫作業に係る家畜防疫員が不足する場合は、県保健福祉部の獣医師及び県内の獣医師の協力者リストから選定し派遣するものとする。

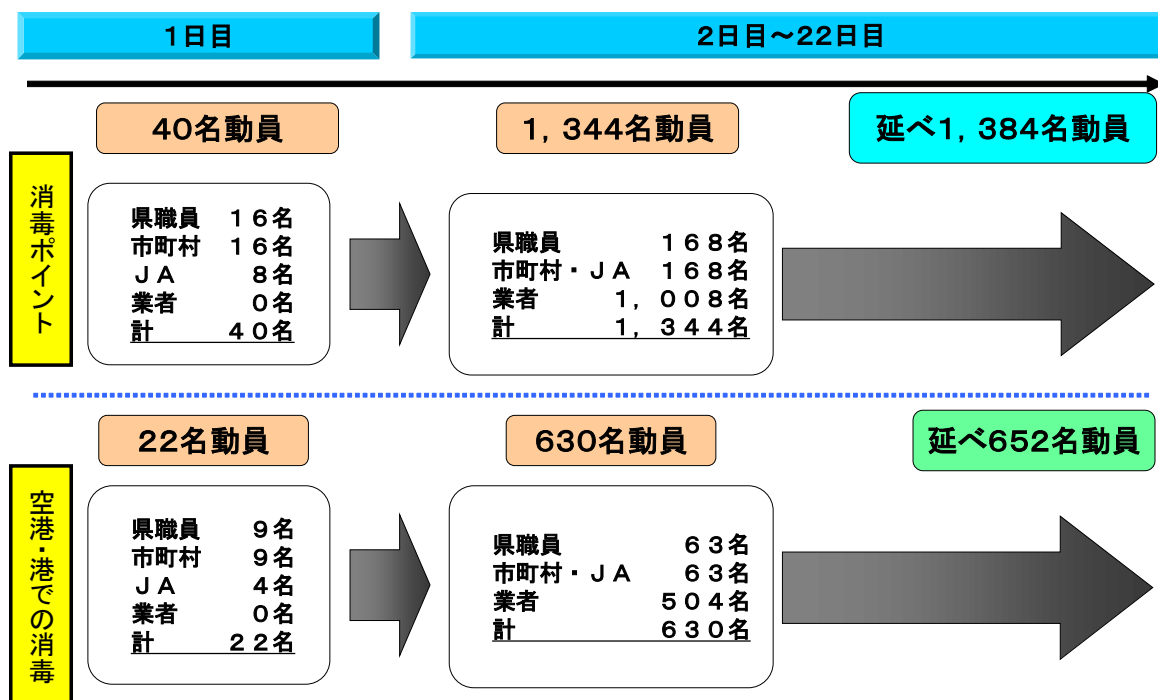
また、発生状況確認検査を実施した家畜保健衛生所職員は引き続き農場の防疫作業等に従事するものとする。

イ 清浄性確認検査に係る家畜防疫員の派遣について

不足する家畜防疫員については、県保健福祉部の獣医師又は県内の獣医師の協力者リストから選定し派遣するものとする。

消毒に係る防疫措置動員例（離島）

<設置条件> ・消毒ポイント4か所 ・空港1か所（靴底及び人の消毒）
 ・港2か所（靴底・人の消毒及び車両の消毒）



発生状況確認検査及び清浄性確認検査(離島)

	患者決定～24時間	2日目～(5日で実施)	防疫措置完了後10日～21日(6日で実施)
発生状況確認検査	臨床検査及び採血 発生農場から半径1kmの農場 牛29戸, 豚0戸, その他0戸 移動制限区域内の大規模農場 牛1戸, 豚0戸, その他0戸 獣医師1名+案内人1名/組 牛, 豚2農場/日/組	臨床検査(必要に応じて採血) 左記農場を除く移動制限区域内 の農場 牛1198戸, 豚12戸, 山羊13戸 獣医師1名+案内人1名/組 牛, 山羊:10農場/日/組 豚 : 2農場/日/組	臨床検査及び採血 移動制限区域内の農場 牛1228戸, 豚12戸, 山羊13戸 獣医師1名+案内人1名/組 牛, 山羊:5農場/日/組 豚 : 2農場/日/組
	30名動員 動員内訳 家畜防疫員 8名 他獣医師 7名 市町村等 7名 JA 6名 共済 2名	260(52名×5日)名動員 動員内訳 家畜防疫員 50(10名×5日) 獣医師 80(16名×5日) 市町村等 70(14名×5日) JA 30(6名×5日) 共済 30(6名×5日)	516(86名×6日)名動員 動員内訳 家畜防疫員 144(22名×6日) 獣医師 114(21名×6日) 県職員 60(10名×6日) 市町村等 120(20名×6日) JA 48(8名×6日) 共済 30(5名×6日)

電話調査	移動制限区域内の全ての農場 牛1228戸, 豚12戸, 山羊13戸	50農場/人	25名/1回調査
------	--------------------------------------	--------	----------

計算方法

発生状況確認検査① 牛30戸 豚0戸 1日1人2農場

$30 \div 2 = 15$ 人の獣医師と同数の案内人

発生状況確認検査② 牛1198戸, 山羊13戸, 豚12戸 牛, 山羊1日1人10農場

豚1日1人2農場

牛+山羊: $1211 \div 10 = 121.1$ 人 延べ121.1+6=127.1→130名の獣医師と同数の案内人
豚 : $12 \div 2 = 6$ 人

抗体検査が必要な場合を考慮して5日で実施する。

清浄性確認検査 牛1228戸, 山羊13戸, 豚12戸 牛, 山羊1日1人5農場

豚1日1人2農場

牛+山羊: $1241 \div 5 = 248.2$ 人 延べ248.2+6=254.2→258名の獣医師と同数の案内人
豚 : $12 \div 2 = 6$ 人

抗体検査が必要な場合を考慮して6日で実施する。

5 農場への病性鑑定立入検査

(1) 家畜防疫員の対応

- ア 家畜防疫員は、病性鑑定用資材及び消毒資材を携行して農場に急行する。
- イ 農場内へは、原則として家畜防疫員1名で立入る（病変部の確認及び材料採取の際は、診療獣医師の協力が不可欠）。
- ウ 一般臨床所見を中心に検査を実施する。
- エ 疫学調査を実施する。
- オ 畜産課への報告等の業務は、農場に立入った家畜防疫員以外の家畜防疫員が対応する。

なお、駐在の家畜防疫員が病性鑑定を実施する場合、畜産課への報告等の業務は、家畜防疫員から連絡を受けた支所職員が実施。

(2) 家畜の所有者の対応

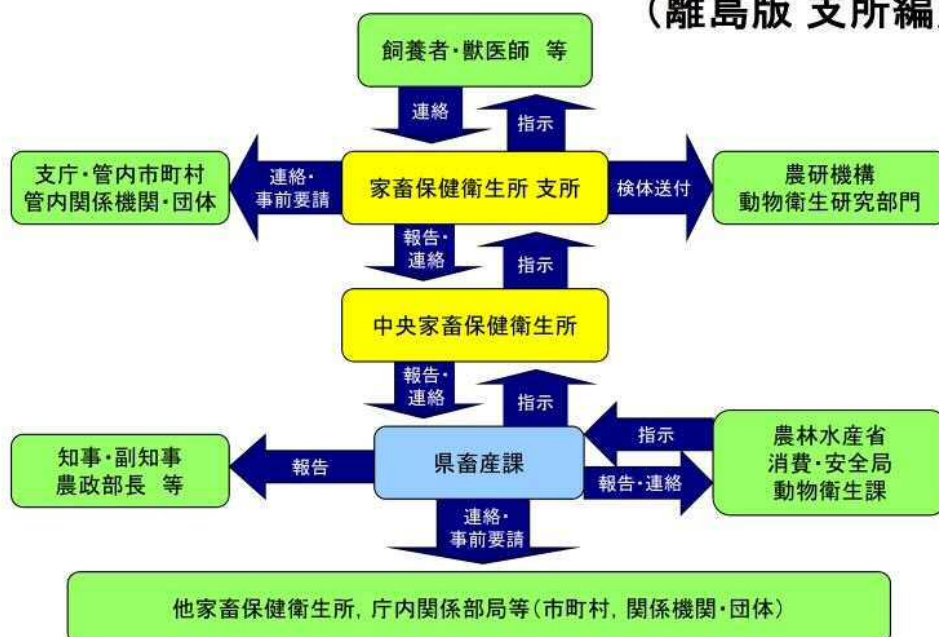
- ア 家畜防疫員が速やかに臨床検査ができるように家畜の保定等に協力する。
- イ 疫学等の聞き取り調査に対して、記録帳等の提出に協力する。

(3) 獣医師の対応

- ア 体温測定等の協力
- イ 病変部の確認時及び材料採取時の協力

6 疑い事例等の関係機関への連絡体制

疑い事例等の関係機関への連絡体制 (離島版 支所編)



7 病性鑑定材料の送付

動物衛生研究部門への運搬は、事前連絡の上、空輸にて運搬する。検査材料には必ず「病性鑑定依頼書」（別記様式3，参考資料p16）を添付する。なお、乗り換えの連絡等を勘案し、搭乗便を決定する。

(1) 鹿児島中央家畜保健衛生所各支所の対応

ア 鹿児島中央家畜保健衛生所各支所に待機する家畜防疫員は、県支庁（県事務所）・市町村に電話連絡し、あらかじめ登録しておいた検体搬送担当者の中から対応できる者の派遣を依頼する。

イ 搬送担当者に規定の運送用容器、消毒用噴霧器、危険物貨物に係る「輸送申告書」及び「病性鑑定依頼書」の必要書類等を受け渡すとともに、搬送に係る留意点等（下記）を説明する。

ウ 空港への到着時間、搭乗可能な便（乗り継ぎ便を含む）を確認し、県畜産課へ報告する。

搬送に係る（搬送担当者の）留意点

(1) 搬送担当者は、防疫服及び手袋等を着用し、検体を受け取る際は、消毒噴霧器により消毒を実施すること

(2) 検体を家畜防疫員から受け取る際は、農場内に入らないこと

(3) 農場内で採材を実施した家畜防疫員と携帯電話等で十分に連絡をとること

(4) 危険物貨物に係る「輸送申告書」、免許証等身分証明書（書類訂正の際に必要）、印鑑、空輸料金を携帯すること

(5) 空港貨物部において、「国内貨物運送状」を記入すること

(6) 貨物運送状の受付番号を家畜保健衛生所支所に連絡すること

(7) 領収書を受領すること

※ 家畜保健衛生所駐在の場合

ア 家畜保健衛生所支所職員は、市町村等に電話連絡し、あらかじめ市町村等が登録しておいた検体搬送担当者の中から対応できる者の決定を依頼する。

イ 規定の運送用容器、消毒用噴霧器及び危険物貨物に係る「輸送申告書」等の必要書類については、市町村等に保管し、万一の場合に対応できるようにしておく。

ウ 搬送に係る注意点等について、日頃から十分に搬送担当登録者に説明しておく。

(2) 県支庁（県事務所）・市町村の対応

ア 検体搬送者に決定された県支庁（県事務所）・市町村職員は、農場外に待機して、農場で検体を採取した家畜防疫員から外装を十分に消毒した検体を

受け取る。

イ 検体を受け取った検体搬送者は、事前に家畜保健衛生所支所で受け取った規定の運送用容器に検体を入れて空港へ搬送する。

家畜保健衛生所駐在がある離島では、規定の運送用容器を常備しておく。

ウ 検体搬送車は、農場の出発時間を家畜保健衛生所支所に連絡する。

(3) 県畜産課の対応

ア 検体を搭載する便を確認する。

イ 羽田空港からの搬送職員を手配するか、又は東京事務所職員に受け取りと搬送を依頼する。

ウ 動物衛生研究部門への到着予定時間を動物衛生課、動物衛生研究部門に報告する。

(4) 輸送経路及び時間

ア 検体輸送の際に乗り継ぎが必要となる場合は、危険物貨物の移し替えに約2時間を要する。

イ 航空便での本土（鹿児島）までの搬送は、鹿児島空港から羽田空港までの時刻表を勘案し、随時決定する。

離島に係る検体の輸送経路及び必要時間										
	種子島	屋久島	大島		喜界		徳之島		沖永良部	与論
各島空港～鹿児島空港	35分	35分	55分		1時間10分		1時間		1時間5分	1時間10分
貨物移替時間	2時間	2時間	2時間		2時間		2時間		2時間	2時間
鹿児島空港～羽田空港	1時間30分	1時間30分	1時間30分		1時間30分		1時間30分		1時間30分	1時間30分
各島空港～奄美大島經由羽田空港				2時間		5時間10分		6時間20分		
貨物受取	60分									
羽田空港～動衛研	1時間30分									
計	6時間35分	6時間35分	6時間55分	4時間30分	7時間10分	7時間40分	7時間	8時間50分	7時間5分	7時間10分

8 病性鑑定材料送付後の作業

病性鑑定材料送付後の緊急防疫作業等は、本土発生時と同様とするが、加えて以下の項目についても検討・実施する。

(1) 鹿児島中央家畜保健衛生所各支所の対応

農場へ立ち入った家畜防疫員から受けた調査内容、状況等について県畜産課及び鹿児島中央家畜保健衛生所へ逐次連絡する。

(2) 家畜防疫員の対応

農場へ立ち入った家畜防疫員は、直ちに農場内等の緊急消毒に必要な資材、人員等を算出し、家畜保健衛生所支所へ連絡する。家畜保健衛生所支所は、県支庁（県事務所）、市町村等に防疫措置従事者派遣等について協力を依頼する。

(3) 鹿児島中央家畜保健衛生所の対応

鹿児島中央家畜保健衛生所は、直ちに県畜産課と協議し、緊急防疫作業に必要な家畜防疫員等の派遣（人数，移動方法，宿泊先等）について検討する。

9 防疫資材，機材の準備

各防疫措置を実施する際に必要と考えられる防疫資材及び機材の確保については、本土発生時と同様の手順で実施するが、加えて以下の項目についても検討・実施する。

(1) 鹿児島中央家畜保健衛生所各支所・各駐在の対応

農場の緊急防疫作業等が直ちに実施できるよう，消毒薬等の資材については，一部備蓄しておく。

○ 防疫措置に必要な資材の備蓄（例）

資材名	規格	数量
防疫服	LLサイズ	100
長靴	27cm	10
ゴム手袋	Lサイズ，100枚入	2
マスク		100
ゴーグル		10
ビルコンS	5kg入り	2
動力噴霧器	一式	1
デイスポ注射器	30ml，50本入り	2
パコマ	1L	3
注射針	18G，100本入り	1
鎮静剤	2%キシラジン，25ml入り	2

(2) 鹿児島中央家畜保健衛生所の対応

県畜産課と協議し，殺処分等の防疫措置を実施するにあたり，現地で確保できない資材，機材の確保に備え，その輸送方法（コンテナ，トラック等）について検討する。

(3) 県支庁（県事務所）の対応

県支庁（県事務所）は，消毒ポイント設置の際は，その管理・運営を担うため，県畜産課，鹿児島中央家畜保健衛生所各支所，市町村等と協議し，消毒ポイントに係る資材，機材の確保に備える。

10 制限区域の設定

制限区域については、離島の立地条件を勘案し、設定するものとする。

離島での制限区域設定に係る留意事項

- (1) 地理条件や畜産業の分布状況等を勘案し制限区域の必要範囲を検討する。
- (2) 制限区域の範囲・制限の期間は原則として本土発生時と同様とするが、離島という立地条件や発生状況等により、島内すべての地域を移動又は搬出制限区域として設定する必要があると判断される場合、県畜産課はその設定範囲について動物衛生課と協議する。

制限区域内の農場数及び飼養頭数（想定事例）



総数
施設数 1,469戸 (牛：1,264戸，豚：12戸，山羊：193戸)
飼養頭数 16,709頭 (牛：15,820頭，豚：220頭，山羊：669頭)

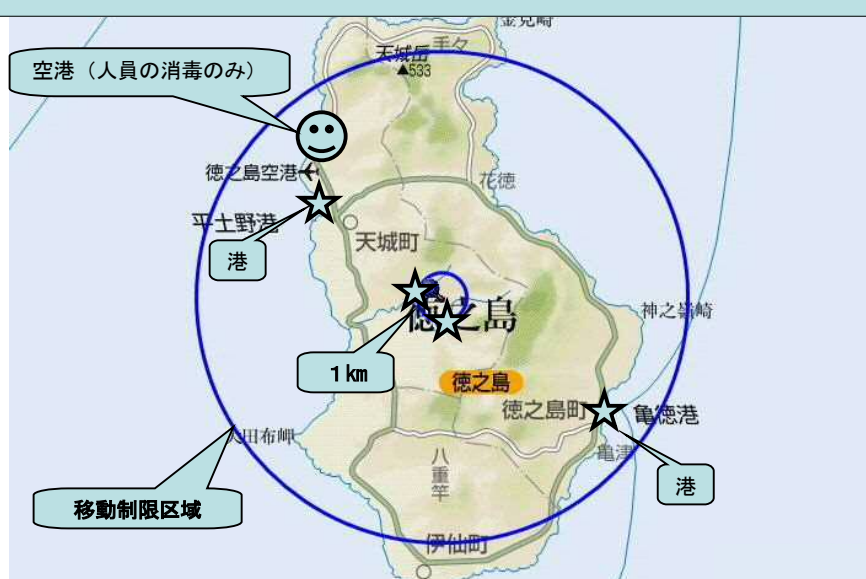
11 消毒ポイント予定地の選定及び人員確保

発生農場からのウイルスの拡散を防ぐだけでなく、島外への拡散防止のため、主要幹線道路とともに港などでの車両消毒作業ポイントの設置が必須となる。

離島での消毒ポイント設置に係る留意事項

- (1) 消毒ポイントの設置条件は本土発生時と同様とするが、設定に際しては必要に応じて実地調査を行う。
- (2) 畜産関係車両の道路の利用状況を踏まえ、島内幹線道路上に必要なに応じて数か所を選定する。
- (3) 消毒ポイントの稼働時間は原則として6:00~20:00とし、人員配置は1日2交代制とする。なお、前記時間帯以外の早朝の集乳車運行に際しては、消毒車両を随行させて対応する。
- (4) フェリー乗降車両（畜産関係車両を主体に実施）を消毒するためのポイントを港に確保する。
- (5) 通行制限又は遮断及び制限区域の範囲に限らず、島内すべての港で、フェリー（貨物船舶を含む）からの乗降車両を対象として消毒を実施する。
- (6) 港及び空港乗降客に対しては、消毒マット、噴霧器等を設置し対応する。
- (7) 港でのフェリー乗降車両の消毒については、深夜帯を含めフェリー寄港時間に合わせてポイントを稼働する。
- (8) 20:00~6:00の時間帯は、原則として島内畜産関係車両の移動の自粛を要請する（市町村の協力のもと実施する）。

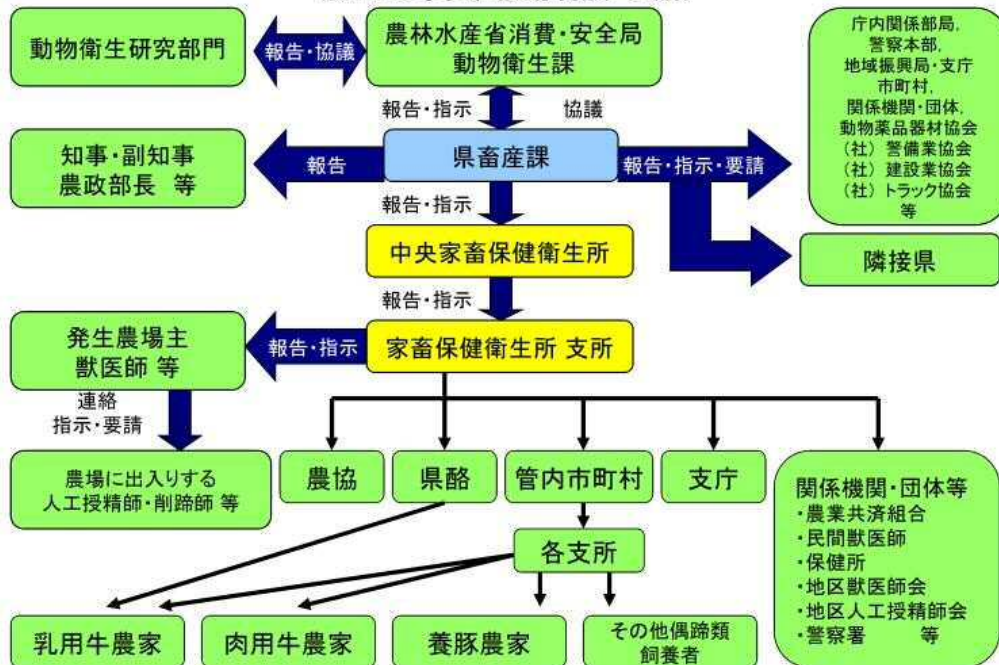
消毒ポイントの設置（想定事例）



12 病性決定時の連絡体制

病性決定時の連絡体制(離島版 支所編)

(発生の事実, 移動制限・自粛)



策定日	H22. 12. 27
改定日	H24. 4. 1
改定日	H29. 3. 31